

<多機能型事業所：生活介護/就労継続 B 型>

多機能型事業所 童里夢

令和 3 年度 事業計画書

『人はどんな障害を持っていても豊かな人格を持ち、可能性を持って生まれてきた。』

童里夢では障害を持つ人も持たない人も、互いに人格を認め合い、共に働き、助け合い、地域社会に貢献しつつ、自己実現をしていける場でありたい。その自己実現こそが創造であり、生産である。』共感と共生の社会づくりを目標に、誰もがかけがえのない人生を豊かに送るために、自立（律）の様々な形を認め、一人ひとりの well being（より良く生きること：暮す・働く・余暇活動の充実）を共に考え支援する。

“童里夢”のテーマ、大切にすること・・・『チーム力の向上』

1. 利用者との関わりを大切にす／本人の気持ちを受け止めること
専門職として自覚を持ち、利用者の将来を見据えた働き掛けに努める
事業所の役割、責任を理解する：利用者主体の日中活動種目の構築
権利擁護、エンパワメントの視点
2. 利用者主体
利用者一人ひとりのニーズ、思いに沿ったサービスの提供
自己選択・自己決定を支える支援「待つこと」「傾聴すること」「理解すること」
ホスピタリティある支援
3. 支援力を高めること（福祉職員共通の専門性の向上）
倫理／権利擁護（利用者の代弁者）の意識
他者理解（利用者（家族）の心情を理解）／自己理解（支援者の自己理解）
家族との関わりも含めて、地域社会と連携・協力しての事業展開
4. チームワークを大切にすること
事業所、作業班・職種を越えた協働・協力体制づくり、情報と現場実践の共有
感謝の気持ち／謙虚な態度／思いやり・・・相手の立場で物事を感じ取ること

1. 事業運営

令和 3 年度は、次の 10 年である「第 3 ステージ」に向けて策定を進めてきた中長期計画を具体的に推進しつつ、法人の長期事業推進計画の作成を始め、既存事業、新規事業の将来の方向性を計画化、時代やニーズに沿った堅実な事業運営を進める重要な年度といえる。

今年度も引き続き、法人基盤を強固にすることが継続的重点課題であり、法人組織全体の規範を固め、法人内の責任と権限を明確にし、法人各部署の連携及び、各事業所内の業務体制、支援体制の見直し、改善を進めることに注力する。特に人材育成を目的とした全職員対象とした人事評価制度は、昨年度、テストランを実施し、今年度、本格施行することになり、法人全体の支援力の向上と共に長期事業推進に必要とされる人材の育成においても期待される。

多機能型事業所 童里夢は開所 20 年を迎えるに当たって、一昨年度から継続して将来的な展望を見据えた

事業運営や就労支援事業（生産活動種目）の見直し進めてきた。事業運営においては、法人、虐待・ハラスメント防止員会で示す虐待防止への取り組みを軸に利用者主体、権利擁護の視点を持ち、サービスの質の向上を求める。また、身体拘束についての基準を明確にし、職員全体に周知徹底を図る。運営体制（職員配置・業務分掌、人材育成、日中活動種目の整理、他）の見直し、改善を図り、今一度、利用者主体のサービス内容に注視した支援体制の再構築を進める。利用者主体の事業運営を目指すにあたって、利用者の希望や思いを受け止め、多様な利用者ニーズに対応できる事業所体制を整える。職員は専門職としての知識、技術の向上心を持ち、常に権利擁護の視点を持った支援を心掛ける。また、政府が示す「働き方改革」の動向を注視し、ハラスメント（パワハラ、セクハラ）対策の整備と共に職員の働きやすい労働環境の整備にも継続的に力を入れていく。職員の職責に応じて、主体的に事業運営を行なえるよう、業務内容を見直し、高水準な支援体制が継続できるよう仕組みづくりを中心に行う。合わせて、業務の属人化、固定化を解消し、業務内容の共有、マニュアル化を進めつつ、柔軟な変化・改善や部署間の協力体制が取られるように今後も継続して進める。

就労支援事業（生産活動種目）では、20年前の開所当初と比べても時代や社会情勢が大きく変化している。また、新型コロナウイルスの感染拡大が本格化し、既存の店舗運営、生産活動においても変化が求められている。昨年度、現存の生産活動、特にレストラン店舗運営については、新たな展開に向けての計画に基づく改修、及び設備投資を進め、今年度は、継続的な生産活動、店舗運営の確立、及び技術の伝承、人材育成を目的とすると共に、今一度、利用者主体の生産活動の実施を重視する。既存事業の改善や新規自主製品への提案や取り組みについては、職員の発案や学習を尊重し、積極的に計画化、予算化をして事業所として推進していきたい。

2. 重点課題

1. 運営基盤の強化（運営・管理体制、サービス管理）

令和元年度より検討、作成を進める「中・長期計画」をより具体的に推進し、次の10年「第3ステージ」へ向かう事業運営・体制づくりを行う。法人体制の職務と職責を明確にし、各事業の運営についても分析を図り、長期的事業推進計画の作成を進める。多機能型事業所 童里夢としても「地域に求められる事業所とは？」を再度、検討を重ね安定した運営基盤を作るためにも長期計画を考えていきたい。今年度も継続して、各事業所の協調体制（事業運営、生産活動、食事提供、利用者送迎、人員協力、情報共有 等）を生活介護事業所 奏楽、地域生活支援センターすたあと、共同生活支援 ばあとなあ各事業所と月に2回の管理者会議を始め、様々な業務の効率化、及び共通化を図り、連携・協力体制を強固にし、一体的な事業運営体制を構築、改善、強化を進める。

運営体制（業務分掌、職務・職責）、作業班体制（生産活動、職員体制）も事業所全体、事業所間の連携を考え、また、将来を見据えた生産活動種目の検討、人員登用等、適時再編をすすめ、全体的な最適化を図る。職員の働き方についても、人材育成を目的とした人事評価制度を本格施行させ、働く目的や意義を考えながら、「働き方改革」を始め、労働管理、安全衛生管理を精査し、職場環境の見直しを進める。

2. 利用者サービスの充実

生産活動を重視した生活介護事業所であることもあり、生産活動と利用者支援のバランスが崩れてしまうことがあった。繰り返しではあるが、「生産活動中心」の業務内容から、「生産活動は利用者支援を行うための手段」であることを職員間で認識し、今年度予定している飲食店店舗のリニューアル、雑貨等店舗開店、新商品の開発等の根幹を「利用者支援を中心」と捉え、今後もエンパワメントや権利擁護の視点を注視し、利用者支援と生産活動のバランスが取れた、生産活動内容と支援体制の見直しを継続して取り組みたい。

新型コロナウイルスの感染が心配される状況であるが、感染対策を施し、例年通り年間利用稼働日 253

日に設定し、少しでも安心して、継続した事業所利用ができるように注視する。生産活動以外の社会活動、レクリエーション活動も新型コロナウイルス感染状況により、見通しが立ちにくい状況ではあるが、感染対策や新たな情報、技術を取り入れ、利用者のみなさんが少しでも楽しめる工夫をすると共に、コロナ不安や自粛による精神面の支援にも力を注ぎたい。利用者自治会を通し、活動内容等については、利用者ニーズを引き出し、新型コロナ対策を施し、計画、実践する。

利用者送迎については、利用者増加を踏まえ、送迎ルートが増加、見直しを図った。利用者の殆どが送迎利用ということもあり、送迎時の安全運転がより求められる。今年度から自動車保険と連動したドライブレコーダーの導入を行い、安全運転の意識の向上、事故等の際の迅速な対応を図る。

生産活動では、社会情勢や地域社会、障害福祉施策の状況、新型コロナウイルス感染状況等にも注視しつつ、利用者個々のやりがい、達成感を大切に、どんな利用者でも活躍できる場所、役割作りを支援の最優先とする。その関わりの中で生産活動を通して対価である工賃増額（収入の増加、コストの削減）を職員間で常時意識し、作業班同士の連携を強化し、事業所全体で取り組む。

利用者の高齢化に伴い健康寿命の向上を目的とした取り組みの必要性がある。生産活動以外の活動についても新たにアイデアや実践ができる体制を作り、永く健康で健やかな人生が歩める日中活動を検討していきたい。また、給食提供に関しても給食管理システム等、ソフトウェアの導入を模索しながら、健康状態に応じた食事提供についても検討を進めたい。

3. 人材育成/支援力の向上

職員は、福祉専門職として事業所の役割、責任を理解し、権利擁護、エンパワメントの視点、対人支援の観点から、支援者として自覚し、職員間の協調を意識したチームアプローチによる継続的な支援を行う。利用者支援においては、利用者一人ひとりの障害特性、個性を理解し、とりわけ重度者及び強度行動障害の方、加齢に伴う要因がある方、それぞれ個人の特質等を把握した上で利用者主体、合理的配慮を意識した支援体制を整備する必要がある。

昨今問題になることが多い虐待・不適切支援についても、法人として虐待・ハラスメント防止委員会で厳粛に対応をし、研修・権利擁護委員会を主体として職員間の権利擁護研修を継続して進める。

全職員が一貫した支援方針と標準化された支援を実践するために、業務支援マニュアルを整備し、必要に応じて適時改訂を行い、利用者支援の在り方を確認しながら、サービスの質の改善・向上を事業所全体で取り組む。

人材育成では、全職員対象の面接を基本とした人事評価制度を施行し、PDCA サイクルで長期的な人材育成を図り、職員個々の育成＝組織の育成という視点を持ち、継続した育成システムの構築を図る。事業所では法人内部研修のみならず、外部研修についても期待値に応じてどの職員も参加できるように調整し、専門職としての意識化、スキルアップを図る。また、階層に応じて計画的に法人内部、外部研修を実施、マネジメント力を向上し、将来的には基幹的な業務に携わる職員の育成を行う。

4. 環境整備・施設整備

前年度から、新型コロナウイルス対策として、感染対策の設備や備品の導入を進めているが、今年度も引き続き感染対策を施し、利用者、家族、職員の安全、安心を多少でも緩和できるように取り組みたい。今後も利用者の利益を優先しつつ、職員の業務の効率化、及び新型コロナ感染対策において有益な機器、設備、技術については、積極的に導入の検討を進める。事業所開所から 20 年経過し、開所当初から使用している建物、設備、機器等も多い。設備、機器等の経年劣化に伴う、点検、確認をし、計画的に改善、改修を行え

るようにする。現状の支援ソフトをより一層活かし、業務や記録管理の最適化、情報共有を図り、働きやすさや業務の効率化を進め、労働環境整備等に注力する。

5. 生活介護事業の事業展開

生産活動（作業支援）を日中活動の基本とし、利用者一人一人の希望や思い、また、障害の重さ、障害特性にも配慮しながら、日中活動種目・内容の充実を図り、支援者が各作業班（生産・日中活動種目）の課題・目標を共有し事業所全体で協力体制を整える。

「れすとらんくう」は、昨年度、調理技術の属人化、店舗運営の形骸化等の問題を検討し、新たな店舗型の業務形態を計画し大規模改修工事、設備導入を実施した。今年度、新店舗リニューアルオープンにとともに利用者支援を最優先とした店舗のカタチを目指し、1年間かけて店舗運営の安定化、共通化を図りたい。

「ばくばくぱん」は、永年継続してきた体制の見直しの時期であり、店舗運営という形態を残しつつ、広い視野を持ち、コロナ禍の中、新たな販路拡大、販売方法、商品開発を進める。また、パン製造については、手順を明文化し、製造マニュアルの作成を進めると共に技術と知識の伝承を計画的に進めていきたい。

「雑貨班」では、クラブ活動等と生産活動のバランスを図りつつ、既存の委託作業、木工作业等を行いながらも昨年度、新たな自主製品としてエサ用コオロギの飼育を始め、赤塚山公園への定期取引を獲得し、今後も新たな展開が期待される。今年度から1階部分に雑貨班店舗「和童（わっぱ）」を開店し、顧客ニーズに寄り添った商品販売と新たな自主製品開発を考えていきたい。

「ばくばくぱん」「くう」「和童」の3店舗があることで、「くう」リニューアルオープンを機に3店舗共通ショップカードを作成し、今まで作業班それぞれの営業努力が大きかったところを、3店舗合同で顧客獲得を検討する機会とし、今後の相乗効果を期待したい。また、PayPay等キャッシュレス決済の導入やインターネット販売についても準備を進め、幅広い販路拡大を検討したい。

各生産活動において、利用者の関わり、職員の負担と共に原価、経費、利益を数値化して事業としての在り方を検証、評価し現状維持に捉われず見直し、整理を進める。エコールビルと支援室の2拠点を生かし、生産活動以外の活動についても検討し、利用者ニーズに応じて、長期的な支援内容を検討していく。

また、レクリエーション活動、余暇活動も新たな活動の幅が広がるような内容を利用者自治会で話し合いを持ち、取り入れていく。今年度から誕生日がある月に本人の希望を聞きながら内容を計画する誕生日活動を月単位で実施する。

生産活動種目	年間目標売上（円）
ばくばくぱん	6,300,000円
れすとらんくう	5,000,000円
雑貨班	2,000,000円

生活介護利用者 月平均工賃（生産活動）
7,000円 ～ 13,000円以上

6. 就労継続支援 B 型の事業展開

昨年同様、今年も新型コロナウイルスの影響が考えられ、缶入りパン パンカンの受注数も見通しが立てにくい状況だといえる。長年の取引先との関係強固を進めるとともに新規顧客獲得も同様に進める。近年の製造コスト、販売コストの増額もあるが、より一層、コスト意識を高め、継続的な生産活動を実施し、平均工賃月額 45,000 円以上の継続を目指す。

被災時の非常食としての需要が殆どであるが、非常食・防災食業界にも新たな技術や商品が見られる。将来的にも事業継続を意識した情報収集を行う上で、他法人（名古屋ライトハウス・社会福祉法人みやこ）との連携・協力を通して情報共有、営業・販売活動を積極的に進める。また、非常食以外の新たな提案方法や現状設備を活かした新たな製品開発等、検討を進める必要がある。

製造体制においても利用者、職員共に固定化せず、安定、継続した製造体制の見直しを進める。

就労支援においても、関係機関と協力し、就労支援プログラムの作成（生産活動・コミュニケーションスキルの向上、健康管理 等）及び職場定着支援（職場訪問、他）にも対応する。

Pan-Kan 製造センター	年間目標売上（円）	年間目標販売数（缶）
	40,000,000円	160,000缶

就労継続 B 型利用者 月平均工賃（生産活動）
45,000円以上

3. 利用者支援

個別支援計画

『重い障害を持っていても立派な生産者として認め、手厚い支援で生産活動を中心とした日中活動を組み立てる』支援体制を整えることで、利用者一人ひとりが、自信や誇り、達成感を得ること、役割が増え必要とされる存在となっていくこと、意欲や態度において前向きな変化が引き出されること、さらには人間としての成長がもたらされること、そして社会参加がより進んでいくことを目標とし、各事業の機能と目的に叶う生活支援、及び生産活動支援を行う。

サービス等利用計画書との整合性、アセスメント、モニタリングを通して利用者ニーズ・課題・目標を明確にする。個別支援計画書（生活介護個別支援計画、就労継続支援 B 型個別支援計画）に基づいた統一された支援を行う。

事業 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
生活介護	P					C						E

凡例) P: 個別支援計画作成 C: モニタリング E: 評価
A: アセスメント (利用開始前)

諸活動

日中活動種目を幅広いものするために、講師を依頼しての余暇活動、地域社会と交流する機会を日中活動種目として設定する。

クラブ活動（茶道、書道、カラオケ、ダンス、料理、太鼓、スポーツ他）

上記生活介護プログラムの活動以外、特別活動として以下の行事等を利用者と共に計画、実施する。

活動日 ※利用者自治会を主体に内容を設定する。（年間2回）

日帰り旅行、作業班活動、忘年会、イベント等（善意フェスティバル、いきいきフェスタ、障害児者とボランティアの集い、石巻校区文化祭、豊橋まつり）への参加

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

事業所外生活支援：宿泊体験(自律生活訓練)

希望者を対象に、「宿泊体験（自律生活訓練）」を実施する。宿泊体験を通して、利用者の地域生活移行に向けた意識及び日常生活、社会生活技術を高めると共に、グループホームの体験利用等へとつなぐことを目的とする。

実施にあたり、「地域生活支援センターすたあと」、「共同生活支援ぱあとなあ」と協力して調整する。

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

余暇活動支援

「地域生活支援センターすたあと」をはじめとする他の事業所のイベント・行事や公共施設の利用案内・情報提供、必要に応じて、他機関・事業所との連携等により、利用者の余暇活動を支援する。

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

家族との連携・家族支援

利用者のライフサイクルを見通した生涯設計や家族・本人に対する支援方法についての相談を受け、安定した家庭生活が送れるよう支援・協力する。

その際、必要に応じて相談支援事業所、行政、関係福祉機関等との連絡・調整を行う。

1. 個人懇談・個人面談の実施：アセスメント・モニタリング

事業所への要望等、ご意見を伺う機会を設けることで、サービスの点検、改善に繋げることができる。

家庭訪問の実施（希望者）

家族面談／見学日の実施、設定（3月・9月）

2. 行事の共同運営

事業所の大きな行事等に、家族の協力・参加を促し、計画・運営に参画して、いただくことで家族との協働意識を高める。

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

4. 保健衛生・給食

保健衛生・健康管理

定期健康診断の実施

1月 : 問診、検便、検尿、問診、胸部X線、血液検査

歯科検診 : (医師会協力)

嘱託医(小児科科)による健康確認(毎月)

毎日・毎月の健康チェック(検温) 毎月1回の血圧・体重測定(看護師対応)

感染症対策: 新型インフルエンザ、新型コロナウイルス マスク・消毒器機等、備品の整備

給食

実費(材料費・光熱水費)徴収の上、利用者に給食を提供する。

魅力的な食事の提供と食環境を整え、安全な食材を使用し利用者の健康維持、増進を目的とする調理法の工夫等を行う。量の加減、特別食等の配慮を利用者の希望により行う。

5. 地域活動

地域社会への参画は地域への障害への理解、地域福祉の増進に必要不可欠である。事業所を社会資源のひとつと位置づけ、事業所の持つ機能を地域への還元と地域福祉への貢献を目的とし、情報発信、情報の公開に努め、事業所の開放と社会化を推し進める。生活の基盤(ソフト・ハード面共)の整備を通して、地域社会との相互理解・協力から豊かな社会環境が育つと考える。

地域の社会資源としての事業所機能の還元、及び社会化

1. ボランティアの受け入れ

定期的なボランティア、行事等のボランティアの募集・対応

2. 特別支援学校生徒の「職業体験」「現場実習」等受入

3. 大学生・専門学校生の「社会福祉士相談援助実習」

地域小・中・高校生徒の「福祉学習」、「職業体験」等受入

4. 日中一時支援事業の実施(定員: 5名)

特別支援学校生徒(事業所利用希望者)を中心に生活介護事業所 奏楽と利用調整を行う。

5. 事業所見学の受入

特別支援学校、関係機関等、事業所見学を生活介護事業所 奏楽と調整をし行う。

6. 人権擁護

法人第三者委員と連携して、苦情解決に留まらず、積極的に利用者の権利擁護の意識を高める。障害者の権利擁護、成年後見制度等に関する意識を高めるため、各種研修会、勉強会、講演会等へ積極的に参加する。

事業所内の苦情解決の仕組みとして、アンケートの実施、及び相談日を設定する。

※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

広報・啓発活動

1. 機関紙“どりのむメッセージ”の配布・送付

※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する

定期刊行 年4回(5月・10月・3月)

2. 内部広報紙の発行
※広報・地域貢献委員会の編集方針をもとに編集・発行する
定期刊行 年6回
3. 法人ホームページ、SNS の活用 リアルタイムの情報発信／情報公開
Instagram（インスタグラム）等 SNS の活用
4. 新聞・タウン誌等への情報提供 取材依頼（活動・イベント）

地域交流事業

1. 地域（校区）等行事への参加
豊橋まつり、善意フェスティバル、いきいきフェスタ、石巻校区文化祭、盆踊り等への参加など
2. 他施設・事業所、民間団体との交流
知的障害者福祉協会、東三河社会就労センター連絡協議会、とよはし総合相談支援センター、豊橋市手をつなぐ育成会等との連携協力
3. 隣接する小学校、中学校、高校、大学、専門学校等との交流
文化祭等への参加、職業体験、実習等の受入れ、他
4. 各種諸団体との情報交換と連携による社会活動
ボランティアサークルとの交流・協力、他
5. 地域における公益的取り組み
地元石巻校区、石巻地区の対象者に必要なサービス、企画を提供する。
※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。
6. 地域と連携した災害対策
非常災害対策が求められる通所系、施設系、居住系サービス事業者を対象に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
※広報・地域貢献委員会で企画、実施する。
※新型コロナウイルスの感染対策を施し、開催時期や内容は検討する。

6. 環境整備

店舗運営を中心とした事業所の特質を踏まえ環境整備には特別の配慮が欠かせない。来客者にとって『安らぎ』『癒し』『出会い』の場であることを忘れず、常に魅力的な店舗であることを心掛ける。
補助金、助成金等を活用して、改修（部分的な補修から大規模改修まで）、機器類の購入等を計画的に行う。

1. 計画的な建物管理 屋外木部補修、及び修繕
給排水・衛生、空調設備を含めた全体点検／機器・備品類の点検
清掃の常時実施 大掃除の定期的実施：年3回
2. 事業所周辺緑化 敷地内法面の除草
3. 店舗内美化 ギャラリースペースの有効活用
4. 各室、及びトイレを常時、整理・整頓・清潔に保つこと
5. 公用車管理 車両清掃（内外）

7. 防災計画・安全管理

火災、地震等の非常災害に備えて、消火・避難・救出等に関し予め防災計画を定め、定期的に訓練を実施し万全の対策を講じる。

地震防災及び対応については「地震防災規定」に準拠する。

リスクマネジメント委員会の検討を通し、防災意識の向上、災害時対策、事業継続計画（BCP）の改善を進める。

1. 防災訓練・学習（毎月1回）

偶数月：防災、及び安全学習会 奇数月：防災訓練

総合防災訓練・引き取り訓練（1回／年）

2. 利用者の安全学習

3. 防災・安全備品等の整備 非常食の保存・管理 ※防災倉庫の管理

4. 防災自主点検実施：毎月1回

8. 職員研修

支援者には、ソーシャルワーカーとしての資質・知識・技術を常に向上させることが求められている。専門的知識と技術をより深く習得することにより、利用者への支援が充実したものになり、事業所全体の提供するサービスの質を高めることができる。支援者一人ひとりの個性を尊重、活かしながらも事業所として統一、且つ一体的な支援の提供に努める。

経験の浅い職員に対しては、業務に必要な知識・技能・態度を「日常のOJT」、「意図的OJT」の実践を通して指導・育成を図る。

法人内研修については、研修・権利擁護委員会にて立案し計画的に実施する。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 事業所外研修 | 県社協・福祉協会・セルフ協等の実施する研修への参加
他施設・事業所の活用 |
| 2. 事業所内研修 | マネジメント学習会（6回／年）
虐待防止研修 指定研修報告等
法人全体研修（4回／年 6・9・12・3月） |
| 3. 職域関連研修 | 指定研修及び職員希望により考慮 |
| 4. 自己啓発研修 | 指定研修及び職員希望により考慮、資格取得のバックアップ |

9. 苦情解決・権利擁護・虐待防止

利用者支援、またサービスの質の向上を重点課題に捉える。

苦情解決規程に則り、童里夢が提供するサービスに関わる利用者等からの苦情を解決するための体制を整備する。

利用者の権利を守り、童里夢が提供するサービスを適切に利用できるようにする。

権利擁護・サービス管理委員会の活動を通しての啓もう活動（セルフチェック、研修、他）、事業所内に苦情ボックスを設置し、利用者自治会、個別相談、及び家族相談日を設けることで利用者、及び家族の声を受け止め、迅速に対応できるしくみ、体制を整える。